

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当事項ありません。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当事項なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産・・・定額法によっている。
②無形固定資産・・・定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

変更ありません。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 該当事項なし				
小 計				
特定資産 該当事項なし				
小 計				
合 計				

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財 産からの充当 額)	(うち一般正味 財 産からの充当 額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産 該当事項なし		()	()	()
小 計		()	()	()
特定資産 該当事項なし		()	()	()
小 計		()	()	()
合 計		()	()	()

6. 担保に供している資産

該当事項ありません。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	10,919,046	4,076,440	6,842,606
建物付属設備	8,125,899	3,684,119	4,441,780
什器備品	5,811,260	4,337,392	1,473,868
一括償却資産	1,780,834	1,744,556	36,278
合 計	26,637,039	13,842,507	12,794,532

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	86,944,003		86,944,003
合 計	86,944,003		86,944,003

9. 保証債務等の偶発債務

該当事項ありません。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当事項なし			
合 計			

11. 補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
訪日外国人旅行者周遊促進	国土交通大臣官房		86,666,450	86,666,450		-
合 計			86,666,450	86,666,450		

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
該当事項なし				
基金計				
代替基金				
該当事項なし			-	
代替基金計			-	
合 計				

1101 一般社団法人 せとうち観光推進機構

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
該当事項なし	
合 計	

14. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当事項ありません。

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

前期末		当期末	
現金預金勘定	円	現金預金勘定	円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	— 円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	— 円
現金及び現金同等物	円	現金及び現金同等物	円

(2) 重要な非資金取引は、以下のとおりである。

前期末	当期末
該当事項なし	

16. 重要な後発事象

該当事項ありません。

17. その他

該当事項ありません。